

三
八
告
示

日 月 窓 受 號 課 局 議 合		欄 號 課 局 管 主	
第	第	第	第
號 送 受	號 送 受	號 送 受	號 送 受
月 月	月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日	日 日

仰高裁。 別案により施行する。 國立病院及び國立療養所の改廢に関する告示を 伺	大臣	秘書課長	主任
	次官	事務官	
	局長		
	官		

案 起	昭和二二年三月六日	判決	月 日
局 受 付	月 日	合 被	月 日
行 施	月 日		月 日
日 號	月 日		月 日

丙

裏面白紙

◎厚生省告示第 六 號 案、ウー

昭和二十年^{十一月}十一月^{十三}厚生省告示第百四十三號中次のやうに改正ハシ、昭和二十二年四月一日から之^をを適用する。

昭和二十二年三月十八日

厚生大臣 河台良成

「~~東京府~~ 昭島原洞院」~~宮崎縣~~ 兒湯郡川南村」を閉。

(國名^三短尺の名稱及び位置の件)

裏面白紙

官報登載
昭和二十二年三月十八日

裏面白紙

◎厚生省告示第~~十七~~號 第六の二

昭和二十年~~十月~~^{十一月}月厚生省告示第百四十二號中央の~~やう~~^よに改正~~し~~昭和二十
二年四月一日から~~之~~^{これ}を適用する。
昭和二十二年三月十八日

(國立療養所の名稱及び位置の件)

厚生大臣 河台良成

「~~國立~~宮崎療養所」を「~~國立~~宮崎療養所」に改め、
「~~國立~~宮崎療養所」を「~~國立~~宮崎療養所」に改め、
川南村」に改める。

官報登録
二十二年三月十八日

改正理由

- 一、国立宮崎療養所（元ノ所在地宮崎市宇田吉）は戦災によりその施設の大半を焼失し、現在大分県別府市の国立別府温泉療養所の施設に於て僅かに業務をなしたるがこれを至急再建する必要があり再建のためには国立唐瀬原病院の施設が適当である。
- 一、宮崎縣下には前此のやうに国立宮崎療養所が戦災を受け、以来結核患者收容施設がなく、縣當局に於ても強力な結核病院の存在を希望したる。
- 一、国立唐瀬原病院は環境、施設ともに綜合病院としてよりも結核療養所として業務を行ふことに適したる。
- 一、右の理由に依り国立唐瀬原病院を廢止し、国立宮崎療養所とし、現在の国立宮崎療養所の人材、資材等を同所に移して運営せしむ。

高發第一三一號

昭和二十二年三月八日

大臣自房秘書課長

殿

商務局長

長

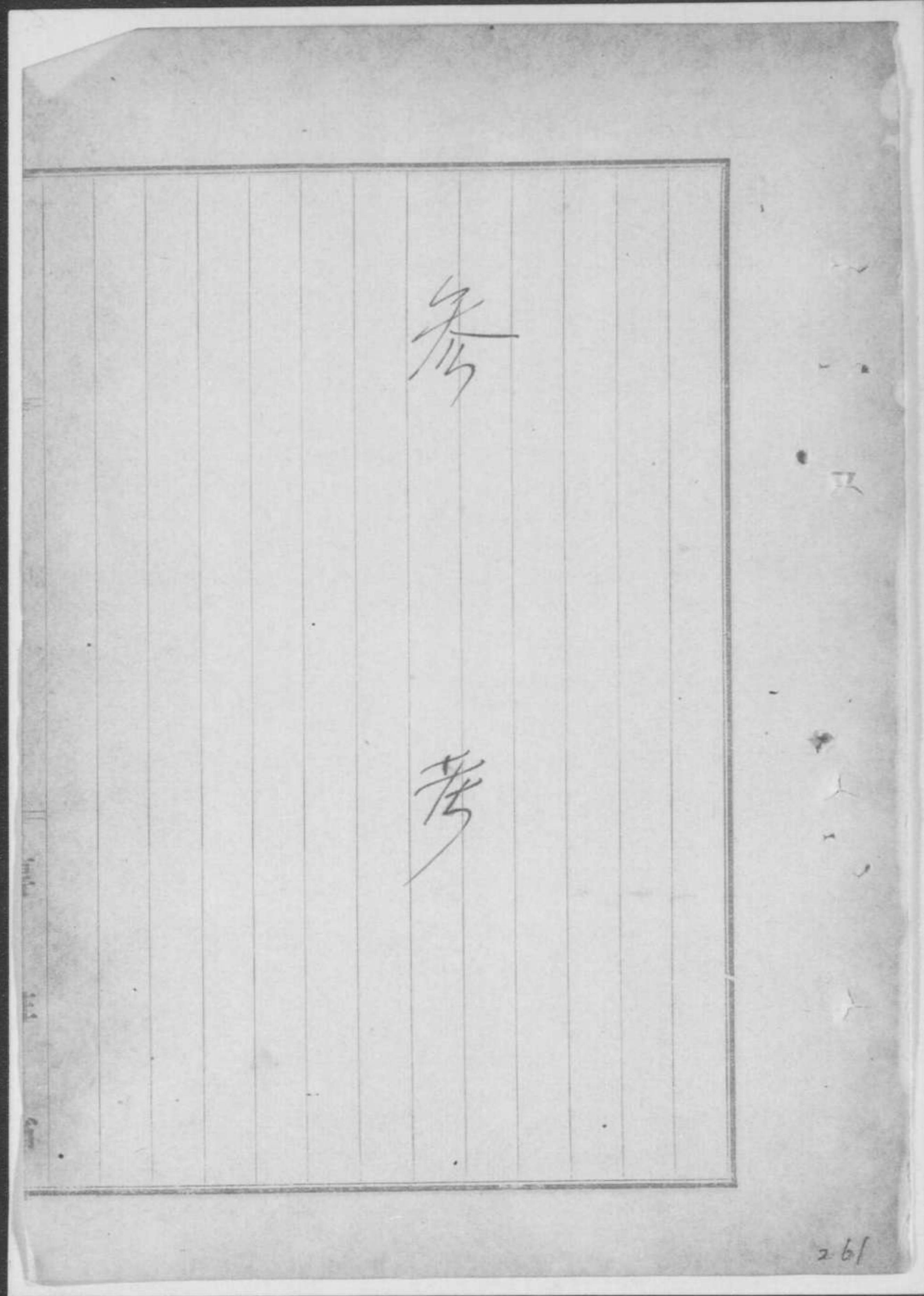


厚生省告示（商立病院及商立療養所、保育所の名稱及
位置に關する件）改正に關する件
標記の件左記の通り施行せられたる内申す。

記

裏面白紙

260



裏面白紙

國立病院廢止経過

昭和二十年十月十日

一一九ヶ所

二十一年十月十日

一一五ヶ所

二十二年十一月十日

一一四ヶ所

二十三年一月十日

一一三ヶ所

二十四年一月十日

一一二ヶ所

裏面白紙

字

厚生省告示第百四十二号

昭和三十年十二月二十日
官報 登載

医療局官制第四條ノ規定ニ依リ療養所並保育所ノ
名称及位置 昭和三十年十二月一日 左ノ通定メタリ

昭和三十年十二月二十日

厚生大臣 芦田 均

生省

国立病院療養所の

★ はしがき 今度一般國民の診療のために、元の
同時に傷痍軍人療養所も国立療養所として新設する
現在外地からの引揚者は多數にのぼり今後益々増加の
りまして此等の氣の毒な方に對する國の醫療保護は特
病院、療養所はあらゆる醫療保護の手をさし伸べる準
★ 入院(所)の手續 入院(所)の手續は直接国立病
ります。

★ 入院(所)に必要とする費用 入院(所)に必要
で特に左に該當する患者の方々は之を證明するに足る
(所)費用一切無料となります。

(一) 特別の公務に起因するもの (二) 戦災に直接
(三) 其の他國に於て扶助を要するもの (四) 院(所)
★ 外來診療 国立病院療養所は何れも外來診療を
て至つて低額であります。なほ此の場合も 三の(一)か
★ むすび 国立病院療養所は左記の通り全國に

めくれず